

国家標準の特許権に係る規定（暫定施行） （意見募集稿）

2004年3月19日

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家標準の特許権に係る規定（暫定施行）

（意見募集稿・2004年3月19日）

第一章 総則

第一条 国家標準の特許に係る問題の適切な処理、国家標準の制定、改訂作業の規範化、国家標準における新技術の合理的な採用、特許権者及び一般大衆の権益の保護及び国家標準の効果的な実施の保障を目的として、『中華人民共和国標準化法』及び『中華人民共和国専利法』の関連規定に基づいて本規定を制定する。

第二条 本規定にいう特許とは『中華人民共和国専利法』に基づいて付与されかつ期間内の権利保護を受ける発明創造のことを指す。特許権利者とは特許権者及び特許に対して排他的な権利を有する者を指す。

第三条 強制国家標準は特許を含んではならず、勸奨国家標準は原則として標準中に特許が含まれることには反対しない。但し当該特許が国家標準において代替困難な技術であり、かつ当該特許を拒絶するその他の実質的な理由が存在しないことが前提となる。

第四条 国家標準化管理委員会は国家標準に係る特許の真实性、有効性、合法性についての鑑別を行わない。

第五条 国家標準中に国際標準及び国外の先進的な標準を採用する際、関連する特許情報を可能な限り把握するよう努めなければならない。

第二章 特許情報

第六条 国家標準の立案を申請する際、提案された当該標準が特許に係る場合、標準提案者は提案提出と同時に、特許情報のリスト及び状況説明書類を提出し、かつ必要な証明資料を添付しなければならない。

第七条 国家標準の立案及び公布後、国家標準に係る特許の情報に精通する組織または個人に対して、関連の特許情報を当該標準の起草を担当する專業標準化技術委員会へ書面にて通知するよう要請する。

国家標準の制定、改訂の過程において、標準制定を担当する專業標準化技術委員会は受取った特許情報をすみやかに標準起草作業グループへ通知する。

第八条 国家標準の制定、改訂に参加する組織または個人は、自身の精通する関連特許について、すみやかに標準起草作業グループへ情報及び対応する証明資料を提供しなければならない。

第九条 国家標準について意見の募集及び送審稿（審査請求稿）の提出を行う際、関連内容の要求は **GB1.2** の規定に従って執行する。

第十条 特許に係る国家標準の審査及び許可を要請する際、專業標準化技術委員会は特許情報及び対応する証明資料を提供しなければならない。

第三章 特許権の処置

第十一条 国家標準が特許に係る際、起草作業グループはすみやかに特許権利者に対して特許実施許諾声明を書面にて行うよう要請しなければならない、また一旦許諾声明が行われると、同声明は撤回することができない。

特許実施許諾声明は以下に挙げる内容のいずれかに該当しなければならない。

一. 特許権利者は当該国家標準を使用する全ての人が無料でその特許を実施することを許可する。

二. 特許権利者は合理的かつ公平な条件及び期間に基づいて、当該国家標準を使用する全ての人による特許実施を許可することに同意する。

特許出願段階にあり、まだ権利を付与されていない発明創造については、標準起草グループが特許出願人に対して当該発明創造が権利を付与された後に上述の形式のいずれかによって同特許の実施許諾声明を行うよう要請しなければならない。

上述の声明は国家標準の審査、許可を行う際の判断材料の一つとなる。

第十二条 特許または特許出願に係る国家標準の草案については、上述の特許実施許諾声明を得る前に公布を行ってはならない。

第十三条 国家標準の公布後、標準に係る特許について、その特許権利者が特許実施許諾声明を行っていないことが判明した場合、標準の管理を担当する專業標準化技術委員会はすみやかに本規定に基づいて特許権利者に対して特許実施許諾声明を行うよう要請し、同時に国家標準化管理委員会に報告を行わなければならない。

特許権利者が特許実施許諾声明の発表を拒否した場合、国家標準化管理委員会は当該標準を專業標準化技術委員会に差戻し、さらなる処理を行う。

第四章 附則

第十四条 国家標準中の特許に係る記載に関する要求は **GB1.2** の規定に従う。

第十五条 本規定の解釈は国家標準化管理委員会が担当する。

第十六条 本規定は二〇〇 年 月 日より施行される。